

第 443 回佐賀地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 6 年 7 月 11 日（木） 9：55～10：41

- 2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1

- 3 出席者
公益代表：甲斐委員（会長）、安永委員（会長代理）、安德委員、松本委員
労働者代表：岩井委員、東島委員、松尾委員、諸富委員、山口委員
使用者代表：西岡委員、浜村委員、平野委員
事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、伊東賃金調査員

- 4 議題
 - （1）会長および会長代理の選任について
 - （2）佐賀県最低賃金の改正諮問について
 - （3）今後の審議について
 - （4）その他
佐賀地方最低賃金審議会専門部会の議事録の公開について
意見陳述について

○岩竹室長補佐

第 443 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は、本年度から賃金室で勤務しております岩竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、早川委員、福母委員が欠席ですが、審議会は、審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。なお、本日は佐賀県庁から 2 名及び司法修習生 3 名が傍聴されておりますのでお知らせいたします。傍聴人の皆様は、既にお渡ししております傍聴に関する留意事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日の会議ですが、前会長退任後、初めての会議です。会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。机上配布資料に現在の委員名簿を付けております。今回、新たに御就任されました公益代表委員の早川委員ですが、本日欠席されておりますので次回審議会にて御挨拶いただきます。また、使用者側委員が 1 名欠員となっておりますが、6 月下旬に 6 月末での辞任届が松尾委員から提出され、現在、補充候補委員の推薦公示期間中のため欠員となっております。次回、目安伝達の本審では補充される見込みです。

では、議事に入ります前に、本年 4 月に事務局に異動がありましたので、御挨拶させていただきます。

城労働局長

労働局長の城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○恒吉労働基準部長

労働基準部長の恒吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩竹室長補佐

それでは、議事次第(1)の会長及び会長代理の選任についてです。最低賃金法第 24 条第 2 項及び 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選出するとされておりますが、従来からこの場で委員の御意見をお伺いしお諮りしているところです。推薦等御意見はないでしょうか。

安徳委員

はい、これまでの実績に鑑みまして、会長を甲斐委員に、そして会長代理に安永委員を推薦いたします。

○岩竹室長補佐

ただいま、会長に甲斐委員、会長代理に安永委員の御提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○岩竹室長補佐

ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、これをもちまして会長は甲斐委員に、会長代理は安永委員にお願いします。

それでは、会長に御就任いただきました甲斐委員に御挨拶をお願いします。

甲斐会長

皆さん、おはようございます。改めまして、甲斐と申します。どうぞよろしく願いいいたします。

昨年度まで、前会長富田先生の隣で修行は積んで来たつもりではございますが、改めて会長という責任の重い職につきましたので、身も引き締まる思いでございます。皆様の御協力を得まして、運営に尽力したいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいいたします。

○岩竹室長補佐

甲斐会長、ありがとうございました。次に会長代理に御就任いただきました安永委員に御挨拶をお願いします。

安永会長代理

会長代理に選任いただきました安永です。

ご覧のとおり、若輩者の私ではございますが、労働者委員、使用者委員の皆様の御意見をお聞きして勉強させていただきながら、甲斐会長を支えつつ審議の審議運営に務めたいと思っておりますので、微力ではございますが、頑張りたいと思っております。どうぞよろしく願いいいたします。

○岩竹室長補佐

安永会長代理ありがとうございました。それでは、これ以降の進行については、甲斐会長にお願いします。

甲斐会長

はい、それでは、どうぞよろしく願いいいたします。

議題に入りたいと思っております。議事次第(2)の佐賀県最低賃金の改正諮問についてということです。よろしくお願いします。

○岩竹室長補佐

それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

(諮問文手交)

(事務局から委員に諮問文(写)を配付)

甲斐会長

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

北村賃金室長

賃金室長の北村と申します。本年度もよろしくお願ひいたします。
座って、諮問文の朗読をさせていただきます。

(諮問文朗読)

以上でございます。

甲斐会長

はい、ありがとうございます。それでは、引き続き局長から御挨拶をお願いしたいと思います。

城労働局長

ただ今、甲斐会長に最低賃金の改正諮問をさせていただいたところでございます。本年度についてもどうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭、私事で恐縮でございますけれども、7年ほど前までこちらの労働基準部長を3年間させていただいております、その時以来の出席ということでございます。

経済社会情勢を当時と比べますと、現在も引き続き厳しい状況は続いておりますので、気を引き締める思いで本日諮問をさせていただいたところでございます。重ねてどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度の最低賃金の審議につきましては、県内の経済や雇用の情勢等を踏まえ、活発に御議論いただき、最終的には過去最高の47円引き上げることとなりました。引上げに当たっては、物価の上昇や企業の支払能力、こういったものに関してどういったかたちで考慮していくのかというような難しい御判断もあったと考えております。本年度につきましても、このような困難な状況は続いているものと承知しているところでございます。大変厳しい状況ではございますけれども、引上げに向けて、建設的な御議論をいただければありがたいと思っております。

本年6月21日に、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、経済財政運営と改革の基本方針2024というのが閣議決定されたところでございますけれども、この中で、最低賃金については、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の支払い能力の3要件を踏まえて、最低賃金審議会ですっかりと御議論いただき、また、労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指し、目標についてより早く達成できるよう官民連携して努力し、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る、ということが、閣議決定されたところでございます。

また、足元を見ますと、現在の県内の雇用失業状況でございますけれども、直近の令和6年5月の有効求人倍率1.31倍ということでございまして、これは28か月連続で1.3倍以上の高水準で推移しており、経済活動の回復が着実に進んでおります。

その一方で、逆から見れば、人材を確保するのはなかなか困難な状況で、また、原材料の高騰、ウクライナ情勢による原材料費等の高騰、そのほかの物価高騰は続いているところでございますので、こういった状況からも労働局といたしましては、中小零細企業に対してきめ細かな支援を引き続きやっていきたいと考えているところで

ございます。昨年の業務改善助成金の申請状況は、前年と比べて6倍以上の伸び率を示し、200件以上の申請があったところでございます。今後ともこのような助成金を活用していただけるよう、労働局においても、その周知に努力をしてみたいと考えております。

結びに、この諮問に当たりまして、経済の好循環を実施するためには、最低賃金の引上げを継続していくことが非常に重要と考えております。委員の皆様におかれましては、佐賀県の経済状況についても考慮いただきながら、御審議をよろしくお願い申し上げます。

甲斐会長

ただ今、局長から御挨拶と共に、本審議会に佐賀県最低賃金の改正についての諮問をいただきました。各委員の皆様、この件に関しまして何か御意見等ございますか。

(意見なし)

甲斐会長

それでは、諮問に関しまして、今後進めていくに当たり資料の説明を事務局の方からしていただこうと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

北村賃金室長

それでは、私の方から、お手元に会議資料をお配りしておりますが、その内容について説明させていただきます。

まず、表紙の裏側に資料の目次がございます。ご覧になると例年と同じ構成になっております。大きい1と2が佐賀県及び全国の主要な労働経済資料、3が全国の春季賃上げ状況でございます。資料1ページから7ページまでがグラフとなっております。これらは主要な労働経済指標をグラフ化したものです。指標の具体的な数値につきましてはグラフの下の部分と、8ページから13ページまでの表にお示ししております。

まず、1ページでございますけれども、第1図、佐賀県の鉱工業生産指数の推移でございます。令和2年を100とした指数のグラフで、令和2年はコロナ禍の年ですので、生産出荷につきましては令和元年から令和2年に減少し、その後は中小零細企業が多い佐賀では横ばいの状況が続いている状況です。在庫につきましては、令和3年から100を切っている状況が続いておりましたが、令和5年10月から100を超える月もみられております。

続きまして、2ページは第2図、鉱工業生産指数の全国の推移でございます。こちらも令和2年を100とした指数のグラフで、生産出荷いずれも令和3年から回復傾向がみられますが、令和6年に入ってから1月、2月と100を切っていたものの、3月には再び100を超えております。在庫は、令和元年から令和3年にかけて減少し、令和4年に増加して以降は常に100を超えている状況でございます。

続きまして、3ページは第3図、消費者物価指数の対前年及び対同月増減率の推移でございます。全国と佐賀市を1つのグラフにしております。共におおむね同様の傾

向を示しており、平成 27 年から長期的には減少傾向でしたが、令和 3 年を底に上昇しております。令和 5 年 1 月からの月で見ると全国、佐賀ともに前月同月比 2 から 4 % 増と高止まりしている状況が見られます。

続きまして、雇用環境についてのグラフで 4 ページの第 4 図、有効求人倍率の推移でございます。全国佐賀ともおおむね同様の傾向を示しており、年で見ますと平成 28 年以降上昇してはありますが、平成 30 年、令和元年に減少し、令和 2 年から上昇しております。令和 4 年以降、全国、佐賀ともに高止まりしてはありますが、特に佐賀においては令和 4 年以降 1.3 倍台をキープしている状況でございます。

続きまして、5 ページの第 5 図、月間定期給与額の推移でございます。平成 28 年以降、全国、佐賀ともに横ばいの状況で、全国は 26 から 27 万円台で推移し、佐賀は 22 から 23 万円台で推移しております。

続きまして 6 ページの第 6 図、月間総実労働時間数の推移でございます。年で見ますと全国では平成 28 年以降減少、令和 3 年から横ばいの状況です。佐賀については平成 28 年以降減少し、令和 3 年以降横ばいの状況で令和 5 年 1 月からの月ごとを見ますと、全国、佐賀ともに同様の傾向となっており増減を繰り返しておりますけれども、令和 6 年 1 月以降、全国より佐賀が長い時間数となっております。

続きまして、7 ページの第 7 図、月間所定外労働時間数の推移でございますが、令和 3 年以降、全国より佐賀が少ない状況がみられております。以上が、グラフの説明です。

めくっていただいて 8 ページは、第 1 図と第 2 図で説明いたしました佐賀と全国の鉱工業生産指数の数値でございます。

9 ページは、第 3 図で説明しました佐賀と全国の消費者物価指数と全国の企業物価指数及び大型小売店売上額を掲載しております。企業物価指数は、令和 2 年以降上昇傾向が続いており、大型小売店販売額は、全国は令和 2 年以降増加傾向にあるのに対し、佐賀では減少している年及び月がみられるところでございます。

続きまして、10 ページにつきましては、全国と佐賀市の消費支出、消費性向の表でございます。消費性向とは、可処分所得に占める消費支出の割合でございます。消費者物価指数の上昇にあわせて、消費支出、消費性向ともに全国、佐賀市で令和 5 年に入ってから、前年同月比で減少している月が多くみられます。

11 ページは、第 4 図で説明しました佐賀と全国の有効求人倍率と常用労働者雇用指数及び完全失業率、佐賀県の企業倒産の状況を記載しております。完全失業率については、九州、全国ともに平成 30 年以降 2 % 台で推移しています。その右側は、佐賀県の企業倒産の状況で、令和 2 年までは 3 から 40 件台で増減を繰り返してはありますが、令和 3 年以降は 20 件台となっております。

続きまして、12 から 13 ページは、先ほどグラフでご説明しました給与額や労働時間数関係の数値でございます。12 ページの左から 3 列目の実質賃金指数は、実質賃金が下がり続けている状況がわかります。

続きまして、14 ページですけれども、これは全国の今年の春季賃上げ回答・妥結状況です。連合全体の集計では、7 月 3 日発表時点で、賃上げ率は 5.10%、金額で 15,281 円、300 人未満は賃上げ率 4.45%、金額で 11,358 円となっており、昨年度と比較して大幅な増加となっております。また、経団連の集計では 5 月 20 日公表時点で 500 人以上は賃上げ率 5.58%、金額で 19,480 円、また従業員数 500 人未満規模は 6 月 13 日

公表時点で、賃上げ率 3.92%、金額で 10,420 円となっており、こちらも昨年同期と比較して大幅な増加となっております。

続きまして、15 ページからですが、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針 2024 の抜粋資料を添付しております。

最低賃金につきましては、17 ページの下から 6 行目から記載があります。読み上げますと、先ほど、局長挨拶でもありましたけれども、「最低賃金は、2023 年に全国加重平均 1,004 円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論を積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継や M&A の環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」と記載されております。

続きまして、21 ページでございますが、これは答申をいただいた日から最短の最低賃金の効力発生日の表でございます。これは、異議申立て期間や改定公示期間等を勘案し、例えば、答申日が 8 月 7 日(月)だとしますと、10 月 3 日(木)が発効日となるという意味でございます。今後の審議の参考にさせていただければと思います。

最後に、机上配布資料クリップ止めでお配りしている資料です。委員名簿を付けている資料の一番後ろの方に、佐賀労働局が令和 6 年 4 月 30 日にプレスリリースした令和 6 年 3 月新規高卒者の求人求職内定状況について令和 6 年 3 月末現在の資料をつけております。この資料のめくって 2 ページ目をみていただいて、上段の 2 行目の就職内定者数の県内と県外の内訳の数字及び令和 6 年 3 月末と令和 5 年 3 月末の比較をすることができます。少子化によって、令和 5 年より令和 6 年の内定者数自体は減少しておりますけれども、令和 5 年の県内内定者数の割合を計算しますと 65.9%、県外内定者数の割合が 34.1%に対し、令和 6 年は県内内定者数の割合は 66.3%、県外の内定者数の割合が 33.7%となりまして、県内内定者数の割合は、昨年より今年の方が 0.4%増加したことがわかるという表でございます。

以上、簡単ではございますが、本日の提出資料の説明でございます。

甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、今、資料の説明をしていただきましたけれども、この資料等につきまして御質問あるいは御意見等ございますか。

西岡委員

意見ではないのですが、いろいろ準備していただきましてありがとうございます。

14 ページになりますけれども、春闘連合と経団連さんの集計状況をお示しいただいておりますけれども、今年、商工会議所さんも企業規模が小さい集計を初めて取ったとお聞きしております。春闘連合と経団連さんの集計状況では、ちょっと規模が大きいので、次回で結構ですので、それを次回お示しをいただくようお願いできますか。

あと、松尾さん、連合佐賀でも何か集計されているでしょうか。

松尾委員

はい、集計はしています。

西岡委員

規模的にもこんな大きくないですよ。

松尾委員

大きくないです。

西岡委員

連合佐賀さんののも合わせて次回お示しいただければ幸いです。お願いいたします。

城労働局長

わかりました。

甲斐会長

よろしく申し上げます。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

すみません、今、ちょうど14ページが出ているので、厚生労働省のデータが出ているのですけれども、これはどの時点でその年度のものが出て来るということになるのでしょうか。最終的にまとめて出るという数字だとは思うのですけれども。

城労働局長

春季賃上げ妥結状況であれば、今はまだやっと出揃うかどうかの時期ですので、労働者側、使用者側ともに、集計を出した後、多分一番最後じゃないかなと思うのですけど。ちょっと不確実ですすみません。

甲斐会長

いえ、どういうデータを集約されているのかなと思って。

城労働局長

データの中身ですね。

甲斐会長

データの中身と時期です。だから今、局長、おっしゃるようにやっぱり全国のいろいろなものが出た最終的な数字だとは思うのですけれども。

城労働局長

そういう労働者と使用者各々の妥結状況などを扱っている部署が厚労省にもありまして、そちらの方で労働者と使用者からいろいろ聞き取ったりとかいうのをやっておりますので、恐らくそういう部署がデータを集めて発表しているのではないかと思います。

不確実なので、これ以上申し上げられませんが、次回、その辺のことを調べて御回答できると思います。

甲斐会長

はい、ありがとうございます。すみません、ちょっとここだけどうなのかなと思いましたので、ありがとうございました。

ほかに何か資料につきまして御質問等ございませんでしょうか。

松尾委員

先ほど、西岡委員が言われたことに関しては、当然、県内の最低賃金を審議するわけですから、私たちがデータとしてお示しをしようと思っていましたので、そこはしっかりと公表したいと思います。

あわせて、もし可能であればですが、次回なのですけど、例えばパートタイム労働者の募集賃金とか、そういうのがわかればお示しをしていただきたいと思っています。私達もデータとしては、ずっと調べてはいるのですが、ただ調べる会社によってまちまちなので、やはりハローワークとかそういったところで、もしお示しができるのであればデータとしてお示しをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

城労働局長

今、募集賃金とおっしゃいましたけれども、その募集賃金の集計というのは特段ないと思うのですが、労働局の職業安定部に確認してみます。

松尾委員

はい、お願いします。

甲斐会長

はい、ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議事次第の(3)今後の審議について事務局から説明をお願いします。

北村賃金室長

最低賃金法の第25条第2項には最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を行わなければならないと定められておりますので、本日の諮問を受けて、専門部会を設置することとなります。専門部会の委員の人選につきましては、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は候補者の推薦を求めなければならないとされておりまして、推薦公示を本日から7月24日までさせていただきます、関係者からの推薦をもって決定することとなります。

なお、公益を代表する委員の人選ですが、甲斐委員、安永委員、早川委員にお願いしたいと考えておりますが、公益委員の皆様いかがでしょうか。

公益代表委員

異議なし

北村賃金室長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、同法第 25 条第 5 項において最低賃金審議会は最低賃金の決定、またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとしてされております。

このため、公示をいたします。

昨年は佐賀県から審議会の場で意見を述べたいとの申し出があり、専門部会の場で意見を述べさせていただきましたが、本年は後程の議題(4)の において検討することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に日程でございますが、中央最低賃金審議会で、目安答申が出た後に目安伝達のための第 2 回目の審議会を開催いたします。目安答申日は不確定でございますけれども 7 月 31 日(水)に第 2 回審議会を予定しております。なお、専門部会の日程につきましては、委員が決定次第正式に決定となりますが、皆様のお手元に審議会の開催日程の予定をお配りしておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

甲斐会長

はい、ありがとうございます。それでは、各使用者側、労働者側の方から部会の方への推薦をよろしくお願いいたします。そのほか、何かございますか。

(質問なし)

甲斐会長

はい、それでは、引き続き事務局からよろしくお願いいたします。

北村賃金室長

次第の(4)のその他の 専門部会議事録の公開についてです。お手元の机上配布資料の 3 枚目に、佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規定をつけております。この運営規程の第 7 条によりまして、議事録を非公開、議事要旨を公開していましたが、昨年度の中審目安制度全員協議会報告などから、全国的に専門部会議事録を公開する局が増えているところでございます。これにつきましては、机上配布の資料の次のページに、全国の状況を示す資料をつけておりまして、この資料は、黒丸が議事録を公表しているところ、白丸が議事要旨を公表しているということを示しておりますが、既に全国の半数程の地方審議会では、専門部会の議事録が公表されているものでございます。

実際に専門部会の議事録は、公労使が揃っている部分のみの議事を記録して、公労、公使、公益のみの部分は議事を記録しておりませんので、公開したとしても佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規定第 7 条に規定されております「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当

に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」には該当しないと思われることから専門部会議事録の公開を提案するものでございます。委員の皆様の御意見をよろしく願います。

甲斐会長

はい、それでは、この件につきまして議事録公開ということで御提案が上っておりますけれども、委員の皆様方がいかがでしょうか。御意見あるいは御質問等ございましたら。

西岡委員

すみません、改めてちょっと確認なのですが、今まで、この本審は議事録が出ていますよね。専門部会の議事録は、出てないのですかね。

北村賃金室長

議事要旨だけしか公開されておりません。

西岡委員

要旨ということですね。いわゆる3者が集まった専門部会のいわゆる要旨、内容、どの程度公開になりますか。本審と同じような感じになるということですか。

北村賃金室長

これから公開するものは、本審と同じ議事録でございます。当然、公労、公使の2者協議のもの、公益だけの検討についてはそもそも記録しておりませんので、中身としましては、あまり問題がないものではないかと思っております。

西岡委員

わかりました。

甲斐会長

初回到労使双方から意見表明というか、考え方を表明していただいておりますけれども、例年、その辺りが一番長いと言えば長いところだろうと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。御賛同いただけるようでしたら事務局の提案を認めたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

(異議なし)

北村賃金室長

ありがとうございます。

甲斐会長

はい、それでは、次に(4)その他 の審議に入っていきたいと思います。

北村賃金室長

続きまして、次第(4)その他 の意見陳述につきましては、昨年度までは、第1回専門部会において実施しておりましたが、全ての委員が意見陳述を聞けるよう本審で実施すべきとの意見がございました。

労使及びその他の関係者の意見につきましては、本日の改正諮問後に意見聴取の公示を行い、例年、目安伝達の本審時に要請書等の資料を説明させていただきまして、第1回専門部会で意見陳述を実施しておりましたが、全ての委員が聞ける本審で実施することが望ましいと思われるので、目安伝達の本審時に実施することとして差し支えないでしょうか。

昨年度は、佐賀県のみが意見陳述を希望しましたが、複数機関からの意見陳述希望の可能性もありますので、その場合は1機関当りの時間制限等を設けることも考えております。いかがでしょうか。

甲斐会長

はい、今の御提案についてなのですが、これまでは専門部会の中で意見陳述を行うということだったのですが、昨年、委員の皆様から全体の会議のところで陳述をしてもらった方が全ての委員に伝わるという意見もありましたし、今年度は、本審のときに意見陳述をしていただいて、部会に移っていくという提案です。今年度は目安伝達の日にそれを実施するということになると思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

北村賃金室長

ありがとうございます。

甲斐会長

それでは予定していた議事はここまでですけれども、そのほか、何かございますか。委員の皆様からはよろしいですか。事務局の方もよろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

甲斐会長

それでは、本日の審議会はこれで閉会したいと思います。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側は岩井委員、使用者側は西岡委員にお願いしたいと思います。皆様、どうも御協力ありがとうございました。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
